

総務委員会

- 1 期 日 平成21年6月26日（金）
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 天満祥典
副委員長 野村常雄
委 員 桑木良典、梶川幸子、田川寿一、武田正晴、児玉 浩、
岡崎哲夫、城戸常太、間所 了、渡壁正徳
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席説明員
[会計管理部]
会計管理者（兼）会計管理部長、会計総務課長、審査指導課長、用度課長
[総務局]
総務局長、総務管理部長、総務課長、人事課長、行政管理課長、福利課長、財務部長、
情報システム総括監、財政課長、財産管理課長、営繕課長、税務課長、情報政策課長、
秘書広報部長、秘書課長、国際課長、広報広聴課長
[企画振興局]
企画振興局長、政策企画部長、分権改革課長、政策企画課長、統計課長、地域振興部長、
地域政策課長、市町行財政課長、新過疎対策課長、研究開発部長、研究開発課長
[人事委員会事務局]
事務局長、公務員課長
- 6 付託議案
 - (1) 県第55号議案 平成21年度広島県一般会計補正予算（第2号）中所管事項
 - (2) 県第68号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案
 - (3) 県第69号議案 特別職等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案
 - (4) 県第70号議案 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例案
 - (5) 県第72号議案 広島県税条例の一部を改正する条例案
- 7 報告事項
[総務局、会計管理部、人事委員会事務局]
 - (1) 県立広島観音高等学校校舎（1号棟）改築工事の一時中止について
[企画振興局]
 - (2) 第29次地方制度調査会「今後の地方行政体制のあり方に関する答申」のポイント
 - (3) 「経済財政改革の基本方針2009」の概要
 - (4) イノシシ3万頭駆除事業の取組状況について

8 会議の概要

(1) 開会 午前10時34分

(2) 記録署名委員の指名

(3) 付託議案

県第55号議案「平成21年度広島県一般会計補正予算（第2号）中所管事項」外4件を一括議題とした。

(4) 付託議案に関する質疑・応答

○質疑（田川委員）

今回提出されました補正予算を見ますと、新設及び拡充を含め全部で13の基金がありますが、これらは国の経済対策を活用して県民の暮らしと雇用を守るための対策ということ。他の都道府県の状況を見ますと、国の対策を受けてすぐにこうした基金を設けた例は余りないようであり、都道府県によっては全く基金がないところや6月定例会で初めて新設したということもありますし、基金数も1けたという県が多いと聞いています。山口県が14基金と非常に多く、広島県の13基金は非常に優秀であると思いますが、これは執行部の皆さんがこうした今の状況に対して即座に対応しようという努力から来たものだろうと思っており、高く評価したいと思います。

今回は、雇用機会の創出や暮らしの安心緊急確保対策、地域生活基盤の整備などに向けて新たに9つの基金を造成し、緊急雇用対策基金は4つの基金を積み増して拡充を図られるということです。これらの基金は複数年にわたることに意味があるわけですが、内容を見ると一部に6年というものがありますが、3年というものが多いわけです。一定期間内で基金の設置目的を達成するということが財源措置がされているのですが、私は各地域の課題や実情に合わせ、地域の主体的な工夫によって事業効果が期待できるようにすべきであろうと思います。そういうことを考えると、単に複数年にわたっての財源措置だからということ、期間いっぱい使い切れればよいとか、あるいは平準化して使い切れればよいということではないと思います。県としてはむしろ、それぞれの今の県民の暮らし向きとか、雇用の課題に対して、基金の設置目的を早期に効果的に達成するため、既存の計画を前倒しするとか、重点的な取り組みを図るとか、積極的かつ重点的な施策展開を図ることが大事ではないかと思います。要するにフレキシブルな財源として活用することがこのたびの危機対策としてのポイントではないかと考えます。

13基金全てについて話をしたいのですが、例えば、安心こども基金があり、今回から都道府県で保育所とか認証保育所の整備を図ることができるようになりました。この基金を利用して保育サービスの緊急整備を図ることも非常に大事だと思いますが、こうした基金に加え、さらに県独自の支援策を検討してはどうかと思います。東京都などは、基金にあわせて、基金に該当しない、対象とならない認証保育所に対して独自に支援を行う制度も設けています。このような例や補助率を県として独

自に上げるといふことも考えられると思うのですが、短期集中的な取り組みによって効果を上げることもそれぞれの基金で考えられるのではないかと思います。

このように、早期に施策効果を発揮するために積極的な財源措置が必要であると考えますが、今後の事業展開に対する財源措置をどのように考えておられるのか、お伺いします。

- 答弁（財政課長） 委員御指摘のように、今回の6月補正予算において、国の経済対策に迅速に対応するというところで、基金の対象事業がはっきりしていない、詳細なところがない段階で基金を積むと同時に、基金を取り崩す事業も提案しています。今回提案した基金が7月以降の執行になれば、3年間の基金であれば3分の1以下になるのですが、基本的には3分の1を目安に予算の計上をしています。しかし、委員御指摘のようにできるだけ早く事業効果を出すために、今後もできるだけ早い機会に市町あるいは関係する民間の方へ基金の事業概要を説明の上、事業を掘り起こし、早期の事業実施に取り組むようにしたいと思います。今後、必要に応じて、9月補正においても、今回6月に提案した以上の事業が見込まれるのであれば、新たに追加の提案も検討したいと考えています。

それから、県独自のという話もございましたが、基金についてはできるだけ有利な財源ということもあり、財政的にはこういった有利な財源を活用して事業を行っていきたくと思っています。ただ、地域の実情あるいは弾力的な執行ができるように、国に対する施策提案においても、交付金や基金が地方公共団体の裁量でできるように要望していますので、こうした有効な基金も活用しながら幅を広げていきたくと思っています。

(5) 表決

県第55号議案外4件（一括採決） … 原案可決 … 全会一致

(6) 一般所管事項に関する質疑・応答

- 質疑（桑木委員） まず、定期航路支援策についてお伺いします。

島嶼部に暮らす方にとって、船は、通学、通勤、通院等の交通手段として、なくてはならないものです。近年、旅客等の運営事業者は燃料の高騰や景気悪化等の要因により、大変厳しい経営環境に置かれています。さらに、本年3月末から、高速道路料金が1,000円に値下げされたことなどの要因によって、私の地元の三原港と近隣の島々を結ぶ旅客数は2割から3割減で推移しているという状況にあり、さらに経営環境は厳しい状況だと聞いています。先般も三原市の事業者が三原市と瀬戸田、尾道を結ぶ2航路の本年11月末での廃止届けを申請し、他の事業者も減便を計画するなどの動きがあり、地域住民や船員の方から不安の声が上がっています。こうした状況を受け、先般6月15日には、三原市、尾道市が県に対して港湾使用料の軽減などを求める支援要望に来られたと聞いています。

このたびの補正予算案を見ますと、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、定期航路の支援策に1億1,500万円が計上されています。これは広島港と松山港

を結ぶフェリー等の港湾使用料の軽減や旅客船を活用した新たな旅行商品の造成支援、広島港国際コンテナ定期航路の港湾使用料相当額の一部を補助するものとなっていますが、その他の島嶼部を結ぶ航路の支援について何か検討されているのかどうか、お伺いします。

○答弁（地域振興部長） ETC割引につきましては、3月28日から実施され、航路に対する影響がどの程度か危惧していましたが、やはり重大な影響が出ているということで、広島―松山線につきまして今回の補正予算に計上しています。御質問の三原と島嶼部を結ぶ航路については、4月、5月の影響を把握していますが、航路によっては大きい影響が出ているところもありますし、出ていない航路もあります。市からの要望としては、港湾使用料の減免の話が出ており、それについては土木局とともに、どういったことができるかという形で検討しています。航路に対しての影響が大きいところと小さいところがありますので、どういう対策をとるのが一番望ましいのかということをお考えながら対応していきたいと思っております。

島嶼部については、長い目で見ますと人口減少、やはり少子・高齢化により通勤、通学者が減っているというマイナス要因がございますし、昨年の原油価格の高騰も一つの引き金となって、航路の再編が行われています。そういう長い目の視点での対応と、委員御指摘の経済対策で出ている交付金が活用できる対策があります。しかし、このETC割引は2年間の限定措置と聞いていますし、本来、航路事業者としては道路と競争を行い対応し、民間レベルで努力してきたのだが、道路の方に税金を投入してETC割引がされたということで、今回不利益をこうむっているのか、公平な競争がされていないということをおっしゃられていますので、まずは、ETC割引の影響を把握した上で、その対応として、例えば今回措置されている交付金が使えるのかということと、2年間限定で何ができるかについて、少し長期的な視点と切り分けをした対策も考えていく必要があると思っております。いずれにしても、関係市町がどういうことができるのかということがありますし、航路によっては愛媛県側に接しているものもありますので、関係団体とも協議しながら、さらに検討していく必要があると思っております。

○要望（桑木委員） いろいろ検討していただいているとのことで、ありがとうございます。さまざまな条件をクリアしなければいけない内容もあると思いますが、島嶼部に暮らす方にとっては、生活交通としてなくてはならないものですし、橋が何かのトラブルで使えなくなった場合に、危機管理上も必要であると考えていますので、引き続き、市町、事業者の皆さんの要望を聞いていただき、支援をお願いしたいと思います。

○質疑（桑木委員） イノシシ駆除3万頭事業の取り組み状況を聞かせていただきました。この事業を活用している市町や地域の方からは非常に評価の声も聞いていますが、この事業は平成21年度で終わるということで、今後の鳥獣害対策について何か事業を計画しておられるのかどうか、お伺いします。

- 答弁（新過疎対策課長） イノシシ駆除3万頭事業は、県下全域の過疎地域において特に被害がひどいということから、新たな対策の一環として行っているものです。過去の捕獲実績や保護管理計画等を総合的に勘案して、3万頭を制度設計の基数に使い事業に取り組んでおり、尾道、福山、庄原、安芸高田といった被害額が多かった地域を中心に増強しています。1万9,000頭捕獲され、箱わなの保有基数も大体1,000基ぐらいから、昨年度200基、今回この事業を利用して200基ぐらい増強し、4割増しの対策を整えており、市町にも事業に十分なじんじんでいただき、まずは目標に掲げたこの1万7,500頭を達成することが当面のミッションであると考えています。
- 要望（桑木委員） 当面の目標を達成し、被害をしっかりと抑えていくということなのでしょうが、先般の新聞報道でも被害が広がっているという記事が出ていましたし、中山間地域の重要な課題でありますので、引き続き、鳥獣害対策に対する支援に取り組んでいただくことをお願いします。
- 質疑（梶川委員） 本会議でも質問が出ておりましたが、国の直轄事業負担金に関して、県民の理解がなかなか難しいものが幾つかあるということですが、現段階で、県として県民の理解を得るのは難しいと考えている直轄事業負担金は具体的にどのようなものがあると認識しているのか、お伺いします。
- 答弁（財政課長） 今年度までに、都道府県からの内訳の開示請求に基づいて、国から段階に応じて内訳が明示されてきています。例えば、工事費が一本であったものが事業の箇所別の工事費になったもの、あるいは工事費の中に測量費や人件費、それから事務所についても営繕事務所や宿舍費用という形で含まれていることが、開示請求に基づいて次第に内容が明らかになってきています。そういう意味では、現段階での話ですが、一つの視点としては、国に対して県が事業主体となり国の補助金を活用して事業を行っている国庫補助事業の対象となる経費と国に直轄事業負担金として国が事業主体で県が負担しているものに差異があるものがあります。こうしたものはなかなか説明が難しいのではなかろうかと思っています。具体的には、退職手当や職員宿舍といったものは、国庫補助金補助事業の対象として認められていないものですので、県としても説明責任が難しいのではないかとということで、本県を初め全国知事会でも申し上げているところです。
- 質疑（梶川委員） 説明いただきました県民になかなか理解が得られないような人件費や退職金に関して、全国知事会あるいは他県の動向を見て広島県も今後の対応を考えるとという答弁だと思いますが、ぜひとも、こういった県民に対して説明がつかないものに関しては、本県としては払えないという主張をしてもらいたいと思います。今後の取り扱いについて、直轄事業負担金の中で適切だと思えない支出に関して、既に払ったものを返してくださいというのは大変難しいと思うのですが、例えば本年度の直轄事業負担金の中から相殺して引くとか、請求が来たときに、負担金のうちこれは県民の理解が得られないので支払えないとか、来年度の直轄事業負担金の請求が来るときには、これは払えないものであるといった議論をぜひ総務委員

会でしていただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

- 答弁（財政課長） 御指摘のように、まずはいろいろな基準を明らかにするように求めています。これまで事業費の負担金あるいは維持の負担金という形で一本で払ってきた都道府県にも問題があったと思っています。今後について今の状況を申し上げますと、平成21年度の負担金については8月を目途に請求が来ますので、その際には、例えば退職手当とか国の補助事業と異なるものについては、基本的には負担すべきではない、払えないという方針で臨んでいきたいと思っています。

それから、平成22年度については、知事会のプロジェクトチームが取り扱いについて議論をしており、維持費の負担については本来事業を実施している国で行うべきであるということで、廃止を求めて働きかけを行っています。

次に、過去払った分については、委員から今年度の請求と相殺ができないのかという意見もありましたが、まずは明細にどういったものが入っていたのかということをはっきりさせた上で、どういった対応ができるかについては、今後検討していきたいと思っています。

- 要望・質疑（梶川委員） 総務委員会への出席はきょうで最後になるのですが、今後総務委員会で、不適切な負担金に関して、今まで支払ったものであっても今後の負担金で相殺できるかどうかといったことについて検討していただくことを要望します。

次に、5月29日の臨時県議会、あるいは6月定例会で国の補正予算についていろいろ論議がされました。そこで、財政の予算編成のあり方についてお尋ねします。いろいろな予算を編成するとき、費用対効果あるいはBバイC、費用対便益に関して検討されると思うのですが、現在のように格差が広がっている社会状況の中で、世代間の格差が非常に大きくなってきています。そういったときに、やはり県民の税金がいかに公平に世代間に分配されているかという視点も大変重要ではないかと思っています。予算編成をするときに、費用対効果とか、効率一辺倒ではなく、もう少し未来の世代を担う若い人たちへの視点が必要であると思います。大学を卒業したときに就職氷河期に当たった世代、25歳から35歳までのロスジェネレーションと言われる方が全国に2,000万人います。こういった世代の人たちは大学を出て就職できた人が約3割で、あとはフリーターとか派遣とかアルバイトという働き方をしており、なかなか社会的にも恵まれない境遇にいます。こういった人たちがこのままずっと残っていきますと、将来の社会保障の負担もますます大きくなります。国で決めた補正予算の中には、なかなかこういうロスジェネレーションと言われる働き盛りの若い世代への光は当てられていないと思いますので、ぜひ、県独自の政策、制度をつくっていただきたい。子供たちへの社会保障というのは教育だと思うのですが、22歳から35歳の人たちは大学を卒業したときに景気が悪かった、経済環境がよくなかった。自分が生まれてきた時代によって、社会的なリスクが違うという不公平感を味わって生きていかなければいけない世代の人たちに対して、何らかの形

で県も公平感があるような支援策を持つべきではないかと思ひます。そこで、広島県として世代間格差を埋めるような財政の編成の仕方、あるいは基準があるのかどうか、お尋ねします。

○答弁（財務部長） 予算編成あるいは県政を進めていく上で、大きな指摘をいただいたと考えています。世代間における税の再配分をどういう形で行うのかは、非常に難しい問題であると思ひます。なぜ難しいかと考えますと、一つは、目に見える世代と目に見えない世代、例えば高齢者であるとか乳幼児を抱えておられる母親世代は、ある意味では行政客體として目に見える世代です。委員御指摘の25～35歳の世代や中堅として支えていただいている方、さらには引き続き支えていただかなければいけない世代というのは、なかなか行政客體としてとらえづらいという点があるかと思ひます。そうした意味で、見えづらいというのはあるかと思ひますが、例えば教育問題に力を入れることは、働いている世代の子供なりに対する支援でありますし、産業の活性化を図っていくために職業訓練に力を入れています。そういう意味では、幾つかの施策を切り取る形で支援している世代もあるという点については御理解を賜りたいと思ひます。ただ、委員から御指摘いただいたように、各世代に対し、県政がどういう形でかわり、支援しているかという視点は、国からの予算やこの県政を預かる立場の者として、念頭に置いて進めていきたい、そのような視点は持っていきたいと思ひます。

○要望（梶川委員） なかなか目に見えるような形で世代間の公平感を県民に示すことは難しいかと思ひますが、ぜひとも県民から理解される広島県であってほしいと思ひますし、目に見えるような形で、若い人たちあるいは子供たちの社会保障も決して切り捨てられていないという、社会の中での不公平感を味合わない安心して暮らしていけるような予算編成を今後はしていただきたいと要望します。

○質疑（児玉委員） 前回の委員会では資料提供いただいた県有地信託の状況について質問します。前回、福山エストパークと広島クリスタルプラザの経営状況が載っていました。福山エストパークは信託配当金も順調に支払われており、借入金も順当に返済されているということですが、広島クリスタルプラザは何年間も信託配当金がゼロで続いている状況でありますし、借入金の返済もほとんどと言っていいほど進んでいません。本当にこのままでいいのだろうかということで、何度も議会で議論はされていますが、あえてもう一度お尋ねしたいと思ひます。

この広島クリスタルプラザの県有地信託事業については、昭和61年に地方自治法が改正され、普通財産である土地、建物を信託することができるようになったことから、広島水道建設事務所の跡地の高度利用を図るために進められた事業で、平成4年に建物が竣工し30年間の信託契約が開始されています。信託開始からことしでちょうど17年が経過したわけですが、当初のビル建設資金の借入金が92億円で、返済は17年間でわずか17億円、1年間に1億円足らずで全体の18%しか行われていない状況です。こうした中、平成34年までの信託期間にとっても完済できる状態である

とは思いませんし、この信託契約が終わった時点で、債務が恐らく2分の1以上残ってしまうと思うのですが、県と信託銀行の債務負担はどのような形になるのか、お尋ねします。

○答弁（財産管理課長） 委員御指摘のとおり、広島クリスタルプラザについては、非常に厳しい経営状況であると認識しています。

債務についてですが、信託期間が終了したときに残った場合は、法律上の解釈によれば、基本的には債務は受益者たる県に引き継ぐものとされています。一方で、県と信託銀行で交わっています信託契約では、信託期間終了後、債務が残った場合は双方で協議するという事になっています。

○質疑（児玉委員） 基本的には債務は県が引き継ぐ、また契約上では双方で協議するという事ですが、県が引き継ぐということになれば、県民にその負担を負わせるということにもなりかねません。県が債務を負担するのは13年後ということで、まだ先という感覚もありますが、それまでに県として少しでも債務負担を減らしていく努力をする、もしくは最悪清算ということもあります。本当にこれを清算していくという方向も考えの中に入れて検討する必要があるのではないかと思います、どのような考えをお持ちか、お伺いします。

○答弁（財産管理課長） 平成19年度に公認会計士を含む外部有識者の方からも御意見をいただき、収支状況の検証でありますとか、今後の方向性について検討を行いました。この報告書に基づき、昨年3月、信託銀行に対しテナント確保の強化、管理委託費用の見直し、具体的で実効性のある収支改善対策を強力に進めるように文書で申し入れをしています。まだ、成果というところまではいっていませんが、最近ではテナントの引き合いも出てきている状況です。

債務が残った場合ですが、契約では双方で協議するという事になっていますので、このことを踏まえ、テナント確保などの徹底した収支改善策の実施について、信託銀行と引き続き協議していきますとともに、債務の縮減についての対策を実施するよう銀行へ強く要請したいと考えています。

○要望（児玉委員） 平成4年からということで、バブルがちょうどはじけたところからの経営で大変難しいとは思いますが、最初に信託銀行から提案をいただき、ある程度これで収支がとれるというようなことで進めた事業です。その後の配当金もほとんど払えない状況の中で、本当に大丈夫なのだろうかというのが切実な思いですし、13年後ではありますが、こんなところにも負債が隠れているのかといった懸念もあると思います。県民にも十分に説明ができるような経営改善に取り組んでいただきたいと思います。

○意見・質疑（城戸委員） 先ほど、桑木委員から島嶼部における航路の件について質問がありましたが、私もその件は気になっていました。私自身が島に住んでおり、船会社をやっていることから、先ほどの地域振興部長の答弁では、遅きに失するのではないかと思います。船会社の経営は、そんなに長く考えている時間はないの

です。一度船を手放してしまうと、航路はなくなってしまうし、船員もいなくなってしまう。そうなってくると、航路を再開する場合にもう事業者がいなくなってしまうわけですから、そんなに悠長なことを言っている暇はないのです。今、呉から堀江にかけての航路が廃止になり、あちらこちらで廃止の申請が検討されるようになってきました。そういう中で、本当に残すのであれば早急に手を打たないと、事業者は県がいわゆる接岸費とか港湾使用料を減免したぐらいでは、おそらくにっちもさっちもいかないのだろーと思います。原油の高騰とかいろいろな作用が働いていますから、会社自体が存続しかねないようなところまできていると思います。それに、船員組合との交渉があり、船員の給与は引き下げがなかなかきかず、難しい問題を含んでいます。そういう中で、本当にフェリー航路を残すのは難しいと思います。ぜひとも、早急な対策を立て、どの航路を残していくかという対策を早急にやらないといけないと思います。

一つ提案なのですが、陸上のバスではデマンド交通という方法がとられている。私は、海上でもデマンドをやるべきで、そういうアイデアを出すべきだろうと思いますが、実は海上は航路申請をしないと走れず、どこを走ってもいいというわけにはいかないのです。だから、航路を決めないで、地域がどうしてもこの航路を確保したいということで、自分たちがお金を出し合って運航したいと言っても航路申請の許可がおりないので、申請が出せるように考える必要があります。

また、補助があるのは離島航路しかなく、橋をどんどんかけているものですから、離島でなくなり、こういうところから補助を受ける航路がなくなっています。ですから、行政も離島航路以外の海上の交通路を確保するのに離島だけに頼っているのではいけません。やはり半島などの過疎地域についても海上交通を確保する方法をつくっていけるか、考えていただきたいと思います。

いずれにしても、いろいろなアイデアがあるはずなので、早急に考える必要があります。これはただ単に業者が苦しんでいるから、苦しんでいる2年間だけという問題ではないのです。特に海上交通は経営が圧迫されているからという問題ではなく、航路自体が本当に必要なのかどうかという検討をし、どうしても必要な航路は何としてでも守るのだという姿勢が必要だと思います。そうしないと、将来瀬戸内海をこうしたいというときに、何の交通体系もなく、島には人が住めない、学校も何もないということになります。このような島ばかりをつくっていくことが本当に、この瀬戸内海に面した広島県がやることなのかどうか、きちんと考えていただきたい。ぜひとも早急な対応を行っていただきたいと要望します。

次に、先ほど県立広島観音高校の校舎改築工事における問題点について報告がありました。聞いてみると、工事が遅延したために経費が余計にかかるということがクローズアップされており、本質的な議論されるべき問題点が議論されていないような気がしてならないのです。この報告によると、工事のおくれについていろいろな問題点を抱えているという発表はあったのですが、一番の問題点は、契約未履

行であるにもかかわらず支払いをしたというところでは、これははっきり言えば、疑えばどうにでも疑えるのです。職員と業者とが癒着をして、完了途中にもかかわらずお金を払ったというようにもとれないことはないのです。行政には支払期間が決められているから、それに間に合うかどうかというぎりぎりの選択をして待っていたとも私は聞いています。完了を待っていたらとうとうおくらせてしまったというような形で、ぎりぎりの選択をしていかないといけないという行政の人のつらさもわかりますが、やはり、きちんとした手続きをとっていなかったということが一番大きな問題です。工事がおくれたことはそんなに大きな問題ではないのです。公平公正な公務員の人が、このように人に疑われるようなことがあってはいけませんし、余り説明がなかったら完全に疑われてしまいます。これはやってはいけないことをやってしまったことが問題点であり、本当は処罰に値する問題なのです。

もう1点は、不良不適格業者に厳正な対応ができていなかったことです。組織を見直し、いろいろな中身を見直してこうした問題に対応できるように考えた皆さんはおっしゃいます。実はこういう問題があり、過去には行政職員と業者との問題があって、土木部にいたのではいけない、営繕課をもう少し監督官庁の監督がきく総務部に移すというのが、以前、営繕課が総務部に行った理由であり、私はそういうふうに説明を受けています。それなのに、このような問題が起こったということは、どこで監督をしていたのか。また、体制がおかしかったからできなかったと言うけれども、実際に不適格業者かどうかの判断ができなかったわけです。それはなぜかという、情報不足なのです。仮にもし営繕課が土木部にあった場合には、この業者がどんな業者か確認できる方法はあったと思います。営繕課が総務部に行ったことによって、こういう問題が起こったのではないかとすることも指摘をしておかなければいけない問題だろうと思うのです。情報不足だったということは、最悪の状態です。今の営繕課は何の情報も技術的なノウハウも持たずにこのような発注をしているのですか。発注業務はだれでもできるというものではないのです。きちんとした発注が行われるためには、それだけの知識と情報を持っていなかったらできないと思います。そういう意味では、今回のこの問題は2つの大きな問題を抱えていると思うのです。それをどう直し、どういうチェック機能にしていくのか、お伺いしたい。これから考えると言われるのかもしれませんが、いずれにしても、このチェック機能というものはそんなに簡単に直るものではないと思うのです。その辺の認識もお伺いしたいと思います。

- 答弁（財務部長） 数点にわたって今回の事案の問題点について御指摘をいただきましたが、最初に知っておいていただかなければいけないのは、今回の事案が発生し、職員や関係者などに事情聴取を行いました。業者との癒着によってこの案件が発生したという事実はなかったと考えています。この点だけは、まず申し上げたいと思います。その上で、債務不履行にもかかわらず支払いを行ったことが一番大きな問題であるということは、まさに御指摘のとおりです。我々も一番大きな問題点で

あると思います。加えて、そのことを組織としてチェックできなかった点については弁解の余地はないと考えています。判断の甘さ、コンプライアンスといいますか法令遵守の甘さ、あるいは組織構成の甘さが根底に大きくあるという点においては御指摘のとおりであったと思っています。

入札及び応札した業者に対する情報が不足していたのではないかという点についてですが、この業者については、測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格を得ており資格審査を行っています。入札に参加した時点では入札参加資格を持っていましたので、その点においては情報不足によってかかる事態が発生したということにはならないのではないかと思います。風評被害の問題もありますので詳しい話は差し控えたいと思いますが、入札後、業者の対応能力に関していろいろ会社の事情等があったように聞いております。諸般の事情によって会社の対応能力が急激に落ちてきたことに対する対応ができていなかったという点については、その対応のまずさにおいて御指摘のとおりであると思います。

それでは、かかる事態に対して、どういう対応をするかということですが、我々とすれば、職員の質も含めての組織の内部統制の基本に立ち返る以外にはないと考えています。営繕課が財務部に移ったがゆえに起きたのではないかという批判であろうかと思いますが、この組織が財務部にあらうと、あるいは別の局にあらうとも、内部統制の強化を図らなければいけないという点においては、不断の取り組みをしなければいけない問題であると思います。こういう問題が繰り返されたときに、管理者たる者が同じことしか言わないという御批判は十分承知していますが、我々は基本である組織の内部統制の強化に立ち返って再度取り組み、再発防止を図っていきたいと思います。

○意見・質疑（城戸委員） 引き締めをかける以外に方法がないのはよくわかりますが、いずれにしても、何回も繰り返すのでは、せつかく規範意識を矯正するために総務局に営繕課を移したのに、総務局でのチェック機能の甘さが目立ったということを知ると、何のために移したのかということをも改めて感じざるを得ないわけです。問題点を直すにしても、どこを直していいかわからないというのでは、問題があると思います。いわゆる不適格業者かどうかの情報は、入札参加資格があればいいという問題ではないのです。はっきり言って、業者間でいろいろな話が出ていたはずですが、この業者はその後に倒産したのではないですか。

○答弁（財務部長） 特定の会社の経営状況に関与することについては、例えば風評被害等も出てくる場合もありますので、ここでは控えさせていただきたいと思います。

○意見（城戸委員） いずれにしても、業界の中ではいろいろな評判が立っているわけです。そういうことをきちんと調べて発注するのが発注者である営繕課の役目だろうと思うのです。ランクさえあればどこでもいいというものではありません。そのために以前は指名競争入札というようなことをやってきたわけです。今さら指名競争入札に戻せとは言いませんが、そういう情報だけは常に収集していく必要がある

のです。だから、私は土木局から営繕課を移すことには問題があるのではないかという指摘を以前にしたわけですが、こういう問題が起きてくると、また指摘せざるを得ないという思いです。土木局との情報交換をどうするかというのは大事なことでしょうし、営繕課の職員は一番癒着を疑われる場所ですから、常に規範意識を考え、これをやった場合にどれほど疑われるかということを常に考えてもらわないといけませんし、規範意識について、大いに反省していただきたいと思います。

○意見・要望（渡壁委員） 陳情送付表を見ますと、総務委員会に関係のあるものが11件ありますが、そのうち7件は離島航路に関する陳情です。そこで、この問題に対する考え方をやはりきちんとしておかないといけないと思います。私は福山市内海町の島の生まれで、沖の方へ愛媛県の江ノ島がありますが、ここは以前人が住んでいましたが今は無人島です。その隣が魚島で最近まで300人居ると言われていましたが、今は恐らく200人ちょっとでしょう。以前夏に泳ぎに行き、学校に行ってみると背丈ぐらいの草が運動場に生えています。生徒が何人いるか聞くと2人だったので、もう卒業し小学校も閉鎖になっているかもしれません。その隣が高井神島で20人ぐらい住んでいます。その隣が豊島で2人住んでいましたが、この間行ってみると亡くなられており無人島になりました。私の生まれた横島では同級生が118人いましたが、去年生まれたのは2人で、ことし小学校に何人入学したか聞くと横島と田島を合わせて6人です。昔は田島と横島を合わせたら240人ぐらいですから40分の1です。これはやがて無人島になると私も笑っていたのですが、不思議なことにこの島は中山間地域に入っているのです。しかし中山間地域というイメージから、もう島のことは忘れられているのです。そういう精神的背景というものが、この航路の問題についてもあると思うのです。山の方では過疎バスなどいろいろな対策を行っていますが、島の方には離島の補助しかないのです。島も中山間地域に一応入っていますが、海の方には向かず山の方にばかり向いています。例えば、神石高原町の面積は山も含めて面積を出しますが、島の面積は海も含めて出せばいいのですが含まれません。鉱物資源でもあれば海は私のものだと言うでしょう。なぜ山は入って海は入らないのかと言いたい。だから、考え方を変わってもらわないと対策は立てられないと私は思うのです。島がこのような状態であるということは、広島県を一本の木に例えると、根や葉がどんどん枯れて落ちているということです。根や葉が枯れて落ちてくると、元気な広島県にはならないのです。地域が疲弊している日本の国に例えても同じです。なぜ、分権を行うかという、地域が元気になる必要があるからです。そういう考え方で、今、非常に深刻な問題であり、陳情も一番多いので、具体的な対応策をぜひ早くつくってもらいたい。

知事がこの間やめると言われたときに直轄負担金の話が出ましたが、この16年間で振り返ると、今年度の県予算だけでも三位一体改革等で770億円、国の負担を肩がわりさせられているわけです。土木関係の直轄負担金が214億円、農林関係が90億円、本四架橋では53億円です。知事在任中の16年間は、国の負担をどんどん地方へしわ

寄せられてきた歴史だと思うのです。だから、県職員も3,000人以上減っており、賃金も御案内のとおりカットしていますが、一向に財政が健全化しなかったのは、国の負担がどっと押し寄せてくるからであり、職員の賃金カットをしても50億円にしかならないのに、1,000億円以上もの負担を国が押しつけてきたら、それはよくならない。藤田雄山知事の時代はそういう苦しい歴史だと思うのです。竹下虎之助知事の時代は使っても使っても税金がどんどん集まって、いい時代であった。そういうことで、この16年間は地方分権が著しく後退した16年であったと思うのです。ここへ来て、それを少し巻き返さないといけないという雰囲気になっているわけです。本会議の一般質問で中津議員が負担金を返してもらえばいいと質問したのに、返してもらおうことについてどうするか答弁がなかったのですが、返してもらわないといけないのです。以前取られたものはもうチャラにしてやるという話ではないのです。私の考えでは、我々が議決しているのだから、議決の精神に沿って使われているかどうか県の監査委員が監査してもいいくらいです。ひとりで負担金を取って勝手なことに使っていると言うと、国は関係があって取っていると言いますが、それは太田川とアルゼンチンのラプラタ川が繋がっていると言うのと同じです。一つの地球だからつながりはないとは言わないけれども、ほとんど無関係でしょう。そのような負担までさせられて、一たん負担金として出せば、何に使ってもいいというスタイルになっています。そのような負担をさせられて、返されずにそのままほっておくという手はないのです。返してもらわないといけませんので、ぜひ負担金については、そういう対応をしてもらいたい。このところを厳しくやらなければ、国は河川の管理も道路の管理も県でやってくれとは絶対に言いません。地方分権は闘いです。不当なことは不当であるから返せと言ひ、責めればいいのです。そうすると、もうしょうがないから、これからは地方でやってくださいと初めて言うのです。土木の直轄負担金とか福祉の負担金とか、山のようにさせられています。そういうものについてけじめをつけないと、地方分権は進まない。分権をしてもらう前に、今まであった権利を確保し、障壁を固めておかないと前へ進まないわけです。

11月には新しい知事が誕生しますが、分権が進まないと、もう出口はないわけです。国は押しつけることができる間は幾らでも負担を押しつけてくるのです。時々ちょろちょろと交付金を配分されて喜ぶようなことでは、地方分権は絶対できない、財政再建を言ってもそれはだめです。この間の本会議での質問を聞いていても、皆さんがそういう認識に立ちつつあると強く感じますので、ぜひ、頑張ってくださいと思うのです。

○意見・質疑（野村副委員長） この1年間、委員長を初め、委員の皆さん方、執行部の皆さん方、いろいろ大変中身の濃い議論をしていただきまして、私も随分勉強させていただき、ありがとうございました。振り返ってみますと、特に今回の一般質問でも盛んに質問がありましたし、渡壁委員の意見にもありましたが、この委員会では取り上げられて印象に残ったのは、職員の給与や時短の問題、期末手当の関

係です。そして、それ以上に、今も熱弁がありました。地方分権の問題です。このことについては緊急な課題であるし、早急に何としてでも解決していかなければいけないということで、本会議の答弁でもありましたが、広島県だけが一生懸命やってもなかなか追いつかないので、地方六団体という言葉が盛んに出てきました。しかし私は、地方六団体の前に、地方の議員同士の交流とか、執行部同士の交流といったことを行いながら、地方六団体の活動を行うのもいいのではないかと感じました。

そういった中で、県は財政再建に一生懸命努力されていますが、国が多額の補正予算や補助金を組んでいる中で、この際、広島県ももう少し財政再建路線を先送りしてこの際やるべきではないかと、私自身も一般質問等で再三言わせてもらったところ、県としては、やはり財政再建路線を崩さずにやっていくということでした。今となって考えてみますと、個人的にはこの県の姿勢は評価するべきだと思います。なぜかと言いますと、去年の国の動向を見ますと、経済対策ということで、1次補正、2次補正そして平成21年度の新年度予算、それからこのたびの大型補正、さらには来年度予算が今議論されつつありますが、そこでも大幅に予算を投資するという状況にあります。それを県としてはこれまで1月、5月の臨時議会も含め、うまく対応して盛り込んで、県を活性化しようという姿勢は評価できると思います。そういう点において、また、先般の知事の答弁では、9月補正でもさらに対応するというので、期待するべきではないかと思えます。

一方、財政再建ということで、県は先ほどもありましたように大幅な職員削減とかを行っています。先ほど来、離島の話ばかり出ていますので、山間部の話をさせてもらいますが、県においては、全体の職員数が減る中で新過疎対策課まで設けて、過疎の問題に真剣に取り組もうという姿勢は非常に評価できますし、我々としても大きく期待したいところです。しかし、まだ効果が出る時期ではないと言われればそれまでですが、少なくとも1年以上経過した段階で、何らかの状況変化というのはやはり検証するべきだと思います。例えば北広島町の例を挙げますと、合併した町の中では財政力指数はかなり高く、昼夜間比率から見ても、人口減はなかなか想定しにくい町だと私は思います。それにもかかわらずこの4年間で約1,000人、安芸太田町も同じように約1,000人ということで、山県郡全体でいえば、今2万8,000人ぐらいまで人口が減少しています。私に言わせれば、新過疎対策課の本来の意味は、やはり人口減少を食い止めるなり、あるいは先ほどの離島の話でもありましたが、そういったところでできれば何らかの効果が出てくるのが当然ではないかと思えますので、現在のそういった状況に対する見解と、平成21年度はもうスタートしているわけですが、これからどのように問題に対処されようとしているのかについて、企画振興局長の御所見をお伺いしたいと思います。

○答弁（企画振興局長） このメンバーでは最後の委員会ということですので、少し私の考え方を説明させていただきたいと思えます。

新過疎対策課は、離島地域を除いているわけではなく、条件不利地域と言われるすべての地域が対象になると思っています。

振り返ってみますと、過疎問題が起こったのは日本経済が戦後高度成長を始めた時分からで、昭和30年代からだと思いますが、その結果、昭和45年に議員立法により過疎地域対策緊急措置法ができたわけです。中国地方は全国でも過疎化の進度が常に速い地域であり、この間、全国的には70数兆円、広島県も3兆円を超える過疎対策事業を行っています。ところが、依然としてこれで元気になったという状況にはないと思います。そういう意味で、一番の問題として、先ほど話がありましたように、この地域が持続可能であるかないかということがまさに問われている状況です。持続可能な地域をつくっていくとなると、昨日の本会議で申し上げましたが、さまざまな分野の政策、施策を専門性を持って進める必要があります、実は特効薬はないのです。それを考えていくのがどこかということがまさに問われている状況です。持続可能な地域をつくっていくとなると、昨日の本会議で申し上げましたが、さまざまな分野の政策、施策を専門性を持って進める必要があります、実は特効薬はないのです。それを考えていくのがどこかということ、実は地域の方が一番地域を御存じですから、地域の方にこのままいくとどうなるか、どうすればいいかということ、をまず考えていただきたい。当然こうしたいといって自分たちの力だけではできない部分もありますので、その部分を応援するのが我々県の仕事であると考えています。そういう意味では、去年できた新過疎対策課は、課長を含めて、根本的な対策をにらんだ施策をするための勉強といえますか、地域へ出向いての勉強が一番頑張っていると思っています。ただし、先ほどの地方分権の話にもかかわりますが、自分たちではどうしようもないさまざまな制約があり、地域の人たちが地域で考え、地域で実行し、地域で責任をとっていくという、そもそもの形ができていないところがあるので、地域の人たちがお金を自由にできる権限を持てる形をつくり、その中でできることを応援していくことが極めて重要だと考えています。本気にならないところは面倒を見ないといった言い方に誤解されてはいけないのですが、一生懸命地域とともに考えていくということをしないと、簡単な特効薬、あるいは県の施策ですぐ効き目があるものはないので、ぜひそういう方向で、長期的な視点、短期的な視点を十分に把握させてもらって進めていきたいと考えています。

○要望（野村副委員長） 今の話もわからないではないのですが、やはり長期的と言っても、もう今は間に合わない状況になっていると私は思うのです。そうしたときに当然のことながら、県行政の根本である費用対効果ということもありますので、早急に何らかの成果を出していただきたいと思うわけです。そのためにはきちんとした目標設定がないとなかなか難しいのではないかと思います。その目標設定も、先ほどイノシシ3万頭というのがありましたが、江田島市においては確かに目標の数字以上の捕獲はあったけれども被害は拡大しているということがありますので、そういった点も含めて、ぜひ早急に効果が出るような対策をお願いしたい。その目標設定の一つとしては、先ほども言いましたように、切り口はいろいろあると思うのです。景気が悪いからとよく言いわけに使われますが、過去の歴史を見ると景気が悪いときには、Uターンを初め、JターンやIターンで田舎に返ってくる人が多い

のです。受け皿さえ整っていればそういうこともあるのです。やはり過疎対策の原点は人口増にあります。そういった点も含めて、これから検討していただきたいと思います。

○意見（間所委員） 今の局長の話聞いてると、これは少し問題があると思っています。地域を持続させるための方策がどうあるべきかということをおっしゃいますが、その考えは一緒です。しかし、持続するために何をしたらいいかということがその地区では自分たちで見つからないわけです。見つける能力がないのです。この地区で何をしたら地域が持続できるかということができる能力があれば県は要りません。だから、過疎対策というのは、これ以上やる能力がないところに、あなたのところではこういうふうにしたらどうですかというものを見つけてあげて、手を差し伸べてあげないといけないのです。そのために県があるのです。過疎地域では、こんなことをする意欲があるところへは幾らでも金を出しますというような話では通じません。そこをやるためにあなたたちが知恵を出さないといけない。能力も財力もなく、どこにも行けない人たちが残っているのだから、余計に駄目になるか、もうどうにもならなくなり散らばっていきます。だから、広島県は全てが同じではないので、向こう任せではなくて、どういった手法でやったらこの地区が活性化するかということを探ってあげて、あなたの地区にはこういう方策でどうでしょうか、この地区にはこうでどうでしょうかということと一緒に知恵を出してあげ、手を差し伸べて、お金も出してあげないとよくなるのです。そういうところに幾つか集中的に投資するモデルをつくるのが、あなたの仕事ではないですか。そういうことをすれば、また見習うところが出てきます。

○答弁（企画振興局長） 私が端的に話をするので誤解があるかもしれませんが、委員御指摘のとおりです。ただ、地域に全く知恵がないか、やる気がないかというのと、何とかしたいという気持ちはあると思います。そういう人たちとともに、御指摘があったように、こういう手だてでこうしたらどうかというアイデアを提供するといえますか、一緒に考えるというスタンスが極めて重要だと思っていますので、御理解をいただきたいと思います。

(7) 閉会 午後0時12分